

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件

平成十四年七月十日
経済産業省告示第二百六十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号。以下「法」という。）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。以下「施行令」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる機関に、同表中欄に掲げる予算科目に係る同表下欄に掲げる事務を委任したので、施行令第十六条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

委任した機関名	委任した予算科目名	委任した事務の内容
経済産業局長及び内閣府 沖縄総合事務局長	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金 中小企業情報処理・サービス・製造産業振興事業費補助金（伝統的工芸品産業支援に限る。） 中小企業政策推進事業費補助金（成長型中小企業等研究開発支援事業、海外展開のための支援事業者活用促進事業、商店街等機能活性化事業、経営支援対策事業及び地方公共団体小規模事業者支援推進事業費に限る。） 石油貯蔵施設立地対策等交付金 中小企業等知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業に限る。）及び中小企業知的財産支援事業費補助金に限る。）	一 法第五条の規定に基づく補助金等の交付の申請の受理 二 法第六条第一項及び第三項の規定に基づく補助金等の交付の決定 三 法第七条第一項、第二項及び第三項の規定に基づく補助金等の交付の条件の付加 四 法第七条第一項第一号の規定に基づく補助事業等に要する経費の配分の変更の承認 五 法第七条第一項第三号の規定に基づく補助事業等の内容の変更の承認 六 法第七条第一項第四号の規定に基づく補助事業等の中止又は廃止の承認 七 法第七条第一項第五号の規定に基づく補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合における報告の受理及び指示 八 法第八条（法第十条第四項及び第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知 九 法第九条第一項の規定に基づく補助金等の交付の申請の取下げの受理 十 法第十条第一項の規定に基づく補助金等の交付の決定の全部若しくは一部の取消又は決定の内容若しくはこれに付した条件の変更

経済産業局長、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については、中部経済産業局長）及び内閣府沖縄総合事務局長	非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（地熱発電の資源量調査・理解促進事業費補助金（理解促進事業に係るもの）に限る。）	十一 法第十条第三項の規定に基づく補助金等の交付
電源立地地域対策交付金	遂行の命令	十二 法第十二条の規定に基づく補助事業等の遂行の状況に関する報告の受理
電源立地等推進対策交付金（広報・調査等及び交付金事務等に限る。ただし、広報・調査等の交付の対象である一の都道府県の区域が、二以上の経済産業局及び中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局の管轄区域にまたがる場合にあつては、この限りでない。）	十四 法第十三条第二項の規定に基づく補助事業等の遂行の一時停止命令	十三 法第十三条第一項の規定に基づく補助事業等の遂行の命令
エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金	十五 法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく補助事業等実績報告書の受理	十四 法第十三条第二項の規定に基づく補助事業等の遂行の一時停止命令
経済産業局長及び中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については、中部経済産業局長）	十六 法第十五条の規定に基づく補助金等の額の確定及び通知	十五 法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく補助事業等実績報告書の受理
産業保安監督部長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については、経済産業局長）、産業保安監督部支部長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については、経済産業局長）及び那覇産業保安監督事務所長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については除く。）	十七 法第十六条第一項の規定に基づく補助事業等の是正措置命令	十六 法第十五条の規定に基づく補助金等の額の確定及び通知
東北経済産業局長	十八 法第十七条第一項及び第二項の規定に基づく補助金等の交付の全部又は一部の取消	十七 法第十六条第一項の規定に基づく補助事業等の是正措置命令
	十九 法第十八条第一項及び第二項の規定に基づく補助金等の返還命令	十八 法第十七条第一項及び第二項の規定に基づく補助金等の交付の全部又は一部の取消
	二十 法第二十一条第一項の規定に基づく返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金の徴収	十九 法第十八条第一項及び第二項の規定に基づく補助金等の返還命令
	二十一 法第二十一条の二の規定に基づく理由の提示	二十 法第二十一条第一項の規定に基づく返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金の徴収
	二十二 法第二十二条の規定に基づく財産の処分の承認	二十一 法第二十一条の二の規定に基づく理由の提示
	二十三 法第二十三条第一項の規定に基づく立入検査等	二十二 法第二十二条の規定に基づく財産の処分の承認
	二十四 法第二十五条第一項の規定に基づく不服の申出の受理	二十三 法第二十三条第一項の規定に基づく立入検査等
	二十五 法第二十五条第二項の規定に基づく申出に係る必要な措置及び通知	二十四 法第二十五条第一項の規定に基づく不服の申出の受理
		二十五 法第二十五条第二項の規定に基づく申出に係る必要な措置及び通知

	福島特定原子力施設地域振興交付金 中小企業施設等災害復旧費補助金 中小企業政策推進事業費補助金（な りわい再建支援事業費に限る。）	
関東経済産業局長、中部 経済産業局長、近畿経済 産業局長及び九州経済産 業局長	中小企業特定施設等災害復旧費補助 金	

附 則（令和六年四月十六日 経済産業省告示第八十一号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和六年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用する。
 ただし、令和五年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。